

千葉県後発医薬品安心使用促進協議会設置要綱

(目的)

第1条 千葉県内において、後発医薬品を患者及び医療関係者が安心して使用することができるよう環境整備等を図るため、千葉県後発医薬品安心使用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

なお、協議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しないものとする。

(事業内容)

第2条 協議会は、後発医薬品の安心使用促進のため、次に掲げる事項について事業の推進を協議する。

- (1) 安心使用促進に当たっての課題の整理に関すること。
- (2) 安心使用促進のために必要な計画、情報提供等の方策に関すること。
- (3) その他後発医薬品の安心使用に関すること。

(委員構成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 関係団体（医師会、薬剤師会）の代表
- (2) 病院等の医師、薬剤師の代表
- (3) 医薬品卸売販売業者の代表
- (4) 後発医薬品製造販売業者の代表
- (5) 学識経験者の代表
- (6) 消費者団体の代表
- (7) 保険者等の代表
- (8) 関係行政機関の代表
- (9) その他関係者

(役員)

第4条 協議会には、会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、学識経験者の代表とし、副会長は会長が選任する。
- 3 会長は、会務を総括し、会議の議事を進行する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、健康福祉部長が招集する。

- 2 健康福祉部長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(オブザーバー)

第6条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会議において意見を述べるることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、健康福祉部薬務課に置く。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、健康福祉部長が委員の意見を聴いて別に定める。

(失効)

第9条 この要綱は、令和11年3月31日に限り、その効力を失う。

附則

- 1 この要綱は、平成20年12月5日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、最初に委嘱又は任命した委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

附則

- 1 この要綱は、平成23年7月21日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、平成23年度に委嘱した委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

附則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成25年11月25日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成30年1月25日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和5年1月25日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和6年1月9日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和8年2月13日から施行する。